

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-01	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	休日診療対策費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	休日診療対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 48年度		根拠	休日診療及び準夜間診療事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	医療機関が休診となる休日の日中及び休日と土曜日の準夜間帯に、輪番の当番医による、初期救急医療体制を確保することにより、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	内科・小児科・外科系の軽度の救急患者						
内容	1 休日診療及び準夜間診療の初療施設 休日診療 1日あたり5か所、午前10時～午後5時（日、祝日、年末年始） 準夜間診療 1日あたり3か所、午後5時～午後9時（土、日、祝日、年末年始） ※年末年始（12月29日～1月3日） 2 診療科目 原則として内科・小児科・外科で、各日小児科を1か所以上確保している。 眼科・耳鼻科は、東京都が当番医を定めて実施している。 3 テレホンサービス 荒川区医師会館内で区民からの電話相談に対応している。						
経過	昭和48年7月 ・1休日あたり5か所の医療機関で休日診療開始 昭和54年4月 ・準夜間診療開始 平成4年4月 ・土曜日準夜間診療の開始 平成12年4月 ・二次救急の充実により入院施設確保の廃止						
必要性	医療機関の休診となる休日等に初期救急医療体制を確保し、区民の健康を守り不安を解消する事業として必要不可欠である。また、二次救急医療機関本来の機能を遂行するうえでも、必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 1 荒川区医師会に委託して実施する。医師会加入の医療機関が輪番制で当番医として診療に従事する。 2 当番医は、「休日診療実施」又は「準夜間診療実施」の看板を掲示する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
		予算額	66,048	66,048	66,057	65,882	68,176	68,640
①決算額（28年度は見込み）		66,048	66,048	66,056	65,822	68,175	68,640	68,408
②人件費等		2,616	2,541	2,478	2,495	2,318	2,309	
③減価償却費		872	933	968	1,014	975	1,024	
【事務分担当量】（%）		30	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		69,536	69,522	69,502	69,331	71,468	71,973	68,408
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源		69,536	69,522	69,502	69,331	71,468	71,973	68,408
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	休日診療受診者数	4,955	4,903	4,873	4,367	4,083	4,140	4,554
	準夜間診療受診者数	2,506	2,558	2,365	2,106	2,087	2,194	2,303
	休日診療電話照会数	6,065	5,952	5,947	5,308	5,145	5,187	5,601
	準夜間診療電話照会数	3,015	3,182	2,999	2,678	2,728	2,734	2,889

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料		68,175	委託料		68,640	委託料		68,408

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 休日診療平均受診者数（人）	12.3	11.3	11.5	12.4	-	1 診療日 1 医療機関あたり
	② 準夜間診療平均受診者数（人）	5.8	5.8	5.9	7.1	-	1 診療日 1 医療機関あたり
	③						

（問題点・課題） （指標分析）	毎回1か所の小児科確保が難しい。固定の診療所の検討。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 固定施設 19 区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討する。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討し、協議を続けた。	荒川区医師会と協議し、よりよい実施方法について検討し、協議を続けていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民の健康保持に直結する事業であり、緊急時の対応に不可欠であるため、引き続き実施する必要がある。

況議 （要 旨） 問 状	
--------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-02	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	休日歯科診療費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	小田
				内線	422		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-02	休日歯科診療対策費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成	56年度	根拠	休日歯科診療事業実施要綱			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	医療機関が休診となる休日において、輪番の当番医による急病患者的の初期救急診療体制を確保し、区民の健康を守るとともに不安を緩和する。						
対象者等	歯科の救急患者						
内容	1 休日歯科診療の初療施設 1日当たり1か所、午前9時から午後4時まで（電話受付） 通常休祝日（日曜日、祝日。5月連休を含む）、年末年始（12月29日～1月3日） 2 受診方法 医療保険証を提示の上、所定の割合の医療費を負担する。 3 テレホンサービス 荒川区歯科医師会は、医師会館内で録音テープによる当番医の紹介を行い、当番医は区民からの相談に対応している。						
経過	昭和56年10月 ・1休日あたり1か所で、休日歯科診療開始						
必要性	医療機関が休診となる休日に区民の健康を守り不安を解消する事業として必要性は高い。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 ○常勤 ○非常勤 ○臨時職員） 公益社団法人東京都荒川区歯科医師会に委託し、歯科医師会加入の医療機関が輪番制により実施している。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7,926	7,926	8,028	7,926	8,257	8,257
①決算額（28年度は見込み）		7,926	7,926	8,027	7,926	8,257	8,257	8,257
②人件費等		1,308	1,270	1,239	1,248	1,159	1,154	
③減価償却費		436	467	484	507	488	512	
【事務分担量】（%）		15	15	15	15	15	15	
合計（①+②+③）		9,670	9,663	9,750	9,681	9,904	9,923	8,257
特定財源の推移	国							
	都							
	その他							
	一般財源	9,670	9,663	9,750	9,681	9,904	9,923	8,257
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	受診者数	264	295	330	324	342	289	307
	電話照会件数	444	452	498	503	513	459	478

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料		8,257	委託料		8,257	委託料		8,257

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	休日診療平均受診者数（人）	4.6	4.8	4.0	4.7	-	1診療日あたり
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	1 診療日あたりの受診者数があまり増えていない。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 固定施設 12 区

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	区民の利便性向上のために、周知方法等検討していく。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討した。	区民の利便性向上のために、周知方法等検討を継続する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	区民が急病の際の対応として必要である。

況 (要旨) 議 会 質 問 状	
------------------------------------	--



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974	負担金補助等	医師会補助	974
	歯医師会補助	812		歯科医師会補助	812		歯科医師会補助	812
	薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649		薬剤師会補助	649
	歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125		歯科技工士会補助	125
	食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315		食品衛生協会補助	315
	環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150		環境衛生協会補助	150

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 医師会会員数	236	236	241	241	-	会員施設数157/全施設数171 (加入率92%)
	② 歯科医師会会員数	109	109	108	108	-	会員施設数83/全施設数140 (加入率59%)
	③ 薬剤師会会員数	140	140	140	140	-	会員施設数93/全施設数112 (加入率83%)

（問題点・課題 指標分析）	
	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①			
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
推進	推進	いずれの団体も区民の健康増進に関わる様々な公益的活動に取り組んでいる。また、災害時に備えた防災訓練に参加するなど、区民の命を守る重要な役割を担っているため、区として積極的な支援が必要である。

況議 （要旨） 会質 問 状	
----------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-14	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	鎌田 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-01	補償給付費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準			計画区分	○計画 ●非計画		
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	・事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うことにより、健康被害に係る被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。（環境省所管）						
対象者等	平成28年5月末現在 15歳未満0人・15～64歳409人・65歳以上188人 計597人 <参考>平成28年3月末現在 荒川区600人 特別区(19区)14,165人 全国(40市区)34,973人						
内容	現在の認定者及びその遺族に対して、認定の更新や補償給付の決定に従い、下記の(1)～(8)の個別補償を行っている。 (1)医療費 被認定者の認定疾病に関わる医療費（各保険制度から給付された場合は「求償」を受けて補填する。）(2)療養手当 1ヶ月間の診療日数が入院1日以上通院4日以上で、それぞれ日数に応じた額を支給(3)障害補償費 障害等級(特級～3級)を有する15歳以上の者に年齢・性別・等級に応じた額を支給(4)児童補償手当 障害等級(特級～3級)を有する15歳未満の児童を養育している者に等級に応じた額を支給(5)遺族補償費 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(10年間)(6)遺族補償一時金 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、遺族補償費を受けべき遺族がないとき、その年齢・性別に応じた額を遺族に支給(7)葬祭料 被認定者が認定疾病に起因して死亡した時に、葬祭を行った者に支給(8)診断書扶助料 被認定者が更新の際に負担した診断書料の一部(@1,000円)を補助(区単独事業)						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		757,889	730,603	700,149	662,459	643,757	678,190
①決算額(28年度は見込み)		726,408	704,492	669,175	660,116	626,846	613,183	649,375
②人件費等		16,499	17,355	1,584	13,561	15,127	15,250	
③減価償却費		9,151	12,596	12,263	10,140	10,078	10,580	
【事務分担当量】(%)		315	405	380	300	310	310	
合計(①+②+③)		752,058	734,443	683,022	683,817	652,051	639,013	649,375
特定財源	国	726,216	704,202	669,022	659,941	626,579	613,034	612,024
	都							
	その他							
	一般財源	25,842	30,241	14,000	23,876	25,472	25,979	37,351
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	被認定者数(内15歳未満)	697	671	643	626	616	600	599
		0	0	0	0	0	0	0

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	医療費、障害補償費等	626,846	扶助費	医療費、障害補償費等	613,034	扶助費	医療費、障害補償費等	649,190
			扶助費	診断書扶助料	149	扶助費	診断書扶助料	185

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 被認定者数	626	616	600	599	587	目標値は、平均減少率から算出。
	② 医療費(延べ件数)	11,767	11,267	10,944	11,003	10,801	目標値は、過去の実績から算出。
	③ 医療費総額(公害・非公害医療機関・調剤)	219,354	198,402	191,415	201,831	194,943	目標値は、過去の実績から算出。 単位：千円

(問題点・課題分析)	<p>医療費件数及び医療費額は被認定者数減に伴い僅かながら減少しているが、一方で患者の高齢者化が進み、70歳以上の認定者が158名(内、90歳以上18名)になり全体の26.3%(昨年度156名、25%)と1/4を上回り、不確定要素である遺族補償費、遺族補償一時金、葬祭費が増えると予想できる。 最高齢 98歳(1名)、低年齢者 29歳(4名)</p>
他区の実況	<p>(実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区)</p> <p>練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域(公害健康被害補償法【旧法】に基づく、&lt;地域指定&gt;に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。</p>

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き正確かつ遅滞のない給付を行う	正確かつ遅滞ない給付をした	正確かつ遅滞のない給付を行う
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況(要旨)	議(質問状)
-------	--------



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-15	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	公害健康被害補償給付事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	鎌田 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-01-02	事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		●それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 50年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	事業活動やその他、人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償給付を行うための事務費。この事業により、健康被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図る。						
対象者等	平成28年5月末現在 15歳未満0人・15～64歳409人・65歳以上188人 計597人 <参考>平成28年3月末現在 荒川区600人 特別区(19区)14,165人 全国(40市区)34,973人						
内容	<p>公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定・検査・審査・給付等に係る事務費</p> <p>(1) 認定 被認定患者からの申請により公害検査を行い認定審査会の答申を受け、認定失権や補償給付に係る等級というの認定を行う。更新：3年毎（慢性気管支炎・気管支喘息・肺気腫）・2年毎（ぜん息性気管支炎）、見直し：毎年（有級者）【検査】医学的検査委託料@4,830～@22,395×506件、主治医診断報告書文書料@3,996×437件、認定死亡患者医学的検査結果報告文書料@3,056×2件【認定審査会】月1回開催委 委員11名（医師8名、法律1名、区職員2名）</p> <p>(2) 給付 医療機関からの診療報酬明細書を点検し、診療報酬審査会の答申を受け医療給付を行う。【診療報酬取扱手数料】公害医療機関@540×4,749件・薬局@270×4,373件・非公害医療機関@1,360×897件、療養費等支払事務委託料（国保連）分担金+手数料@145.23×370件【レセプト点検】点検@95.04×10,124件・突合@108×4,088件・入力@37.8×9,943件【診療報酬審査会】月1回開催 委員6名（医師4名、薬剤師2名）</p>						
経過	昭和50年12月、公害健康被害補償法【旧法】により、荒川区が第1種地域に指定され(当区を含め23区中19区が指定された)、被認定者に対し、医療費、障害補償費等の補償を給付する。昭和63年3月1日第1種地域指定が全国一斉に解除され、以降新規認定は法的になくなり、既認定者や遺族に対し、認定更新や補償給付等を行うのみとなった。						
必要性	法律に基づく補償制度であるため、法令に定められた基準等に沿って、事務事業を履行しなければならない。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 認定更新・障害等級審査・死亡による遺族補償等については、公害認定審査会の答申後、決定し給付する。被認定者の医療費等は、公害診療報酬審査会を経て、各医療機関へ支出する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額	公害健康被害補償給付事務費交付金	30,871	29,867	28,245	32,773	25,444	25,250
①決算額（28年度は見込み）		28,748	27,276	28,557	29,395	22,946	23,827	24,526
②人件費等		7,970	6,746	6,595	3,363	4,750	7,070	
③減価償却費		3,050	3,110	3,227	2,028	2,601	3,754	
【事務分担量】（%）		105	100	100	60	80	110	
合計（①+②+③）		39,768	37,132	38,379	34,786	30,297	34,651	24,526
特定財源	国	19,134	18,512	18,459	19,634	16,937	16,376	12,260
	都							
	その他							
	一般財源	20,634	18,620	19,920	15,152	13,360	18,275	12,266
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	被認定者数	697	671	643	626	616	600	599
	認定審査回数	12	12	12	12	12	12	12
	認定審査会委員数	12	12	12	12	11	11	11
	診療審査委員数	5	5	5	5	6	6	6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査会委員報酬	3,098	報酬	審査会委員報酬	2,996	報酬	審査会委員報酬	3,144
報償費	診療報酬手数料	5,608	報償費	診療報酬手数料	5,498	報償費	診療報酬手数料	5,859
旅費	審査会委員費用弁償	16	旅費	審査会委員費用弁償	18	旅費	審査会委員費用弁償	118
需用費	トナーカートリッジ購入	454	需用費	トナーカートリッジ購入	609	需用費	トナーカートリッジ購入	612
役務費	認定患者宛郵送料	978	役務費	認定患者宛郵送料	924	役務費	認定患者宛郵送料	971
委託料	医学的検査委託料	12,447	委託料	医学的検査委託料	13,139	委託料	医学的検査委託料	13,696
使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター賃借料	126	使用料等	プリンター賃借料	126

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度 見込み	目標値 (28年度)	
標	① 被認定者数	626	616	600	599	587	目標値は、平均減少率から算出
	② 認定審査会諮問件数（年間）	621	691	601	596	628	目標値は、過去の実績から算出
	③ 認定審査会1回当たりの審査件数（平均）	51.8	57.6	50.1	49.7	52.3	目標値は、過去の実績から算出

問題点・課題 （指標分析）	<p>被認定者数が減少しているものの、病状把握及び更新等手続きが困難な高齢の被認定者が増加している。加えて稼働年齢の被認定者も仕事のため指定日の検査受診や更新手続きが困難である相談も増えている。</p> <p>現在、避けられない事情がある被認定者には、個人に合わせた医療機関で医学的検査が受診できるよう対応しているが、今後、個人対応が増えるようであれば、医療機関による検査内容の違いから審査会の審査が複雑になると思われる。</p>
	<p>（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区）</p> <p>練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	医学的検査指定日に高齢化や仕事のため検査できず他の病院での検査が増えている。医療機関と連携を密にして審査会に取り組む。	入院等で専門医療機関の検査ができない被認定者の入院先病院に、検査指導を行い報告書の作成依頼した。	医学的検査に協力してもらえる呼吸器専門医療機関及びそれに準じる医療機関との連携を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 （要 旨） 会 質 問 状	
------------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-16	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	ぜん息教室	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	丸山	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-01	ぜん息教室				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 55年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	公害認定患者に対し、指定疾病に関する知識及び腹式呼吸・挿痰法・呼吸筋ストレッチ・呼吸器の取扱い方等の講義と実技指導を行うことにより、健康回復を図るとともに公害認定患者以外の指定疾病患者も含めて、健康相談を行う。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	実施方法 患者と家族及びぜん息に関心のある方を対象に実施 平成27年度実績						
	講座内容	開催年月日	参加者数				
①「歌を歌って音楽療法」	1回目 7月10日(金)	アクロスあらかわ	14名参加（成人対象）				
「歌を歌って音楽療法」	2回目 9月25日(金)	アクロスあらかわ	35名参加（成人対象）				
②「ぜん息ストレッチ体操教室」	10月30日(金) 荒川区役所北庁舎101会議室 34名参加（成人対象）						
周知方法：区報、チラシ（環境再生保全機構が作成）、区営掲示板、区ホームページ、公害認定患者へダイレクトメール							
経過	児童対象ぜん息事業は15年度から17年度は通学に支障のないように、土曜・祝日に実施した経過もあるが、参加者数は変わらなかった。18年度からは平日に戻したが少数参加にとどまっております（実績：22年度8人、23年度3名）24年度からは開催していない。 成人対象のぜん息教室は、勤労者層が参加しやすいよう平成12年度の療養講座において夜間に実施した実績があったが、結果的に他の年度の講座と比較し、参加者が少数だったため、午後の時間帯の実施とした。						
必要性	気管支ぜん息等の呼吸器疾患患者が自己管理の知識を得ることで、病状の悪化を防ぐ。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移								
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	113	116	116	116	108	105	114	
①決算額（28年度は見込み）	77	78	68	97	91	99	114	
②人件費等	2,320	1,543	962	1,808	1,693	1,691		
③減価償却費	872	778	484	845	813	853		
【事務分担当量】（%）	30	25	15	25	25	25		
合計（①+②+③）	3,269	2,399	1,514	2,750	2,597	2,643	114	
特定財源	国	50	24	35	97	39	89	
	都							
	その他							
	一般財源	3,219	2,375	1,479	2,653	2,558	2,554	18
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ参加者数	76	55	68	84	80	83	110
	対象者数	697	671	643	635	616	600	582
	大気医療助成（18歳以上）	956	1,058	1,175	1,248	1,465	1,450	1,435
	大気助成児童対象（18歳未満）	264	206	156	125	92	57	37

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼等	80	報償費	講師謝礼	89	報償費	講師謝礼	92
需用費	消耗品費	5	需用費	消耗品費	4	需用費	消耗品費	6
役務費	郵便料	0	役務費	郵便料	1	役務費	郵便料	1
使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	5	使用料等	施設使用料	15

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（％）	4.2	3.7	3.9	5.4	5.4	参加者/対象者(公害・大気患者)
	② 延べ参加者数（人）	84	80	83	110	110	
	③						

問題点・課題 (指標分析)	参加申込者の拡大について、公害認定患者を対象とする福祉事業として、認定患者の減少・高齢化など、参加者の増加は見込めない状況にあるため、予防事業として、東京都大気汚染医療助成受給者やその家族、認定を受けていない患者に対しても事業PRが行き渡るような工夫が引き続き必要である。
	他区の実況 (実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区) 23区中練馬・杉並・世田谷・中野区については、「第1種指定地域外」のため、予防事業は実施無し。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	引き続き受講者の増加を目標とし、日時や時間帯などの開催方法や周知方法を前年度のアンケートなどを参考に検討する。	会場、講師の都合上、前年どおりの開催となってしまったが、前年よりも参加率は上昇した。	開催会場がわかりづらいとの声が平成27年度に多く寄せられたため、開催会場や時間帯を変更し、参加者拡大を図る。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--





予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	医師・指導員謝礼等	959	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	851	報償費	医師・看護師・指導員謝礼	1,080
需用費	消耗品費	23	需用費	消耗品費	31	需用費	消耗品費	38
役務費	郵便料	8	役務費	郵便料	7	役務費	郵便料	24
使用料等	施設使用料	196	使用料等	施設使用料	196	使用料等	施設使用料	244

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加者数(人)	20	20	19	40	40	
	②						
	③						

問題点・課題 (指標分析)	子ども医療券の対象年齢拡大に伴い、大気汚染医療費助成を受けている15歳未満のぜん息児の把握が困難となっているため、効果的な周知方法を模索する必要がある。
	他区の実況 （実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） * 未実施区 北区・渋谷区・目黒区 「旧指定地域18区外 2区（練馬・杉並）実施」

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	参加者だけでなく、医師・看護師・指導員のアンケートを参考により良い周知方法と効果的な教室運営を検討する。	ぜん息児の把握が困難な中、医療機関を通じての周知が効果的であった。今後も継続していく。	事務事業担当者連絡会等で他区の状況を把握し、より効果的な周知方法や、満足度の高い教室内容を取り入れていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務である。

況議 (要 会 質 問 状)	
-------------------------------	--



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-18	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	療養講座	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-03	療養講座					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成 60年度		根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無						
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	患者及び家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図る。						
対象者等	公害認定患者 ぜん息等に関心のある区民						
内容	<p>実施方法対象は患者とその家族で、患者の対象者に事業の案内を送付し、電話により申込みを受付する。事業の案内は、ぜん息教室（ぜん息の症状に対する実技対応の指導）と合わせて行い、効果を高めるようにする。</p> <p>実施時期 年1回 [1回2時間程度]</p> <p>場 所 荒川区保健所 対象者に個別通知及び区報掲載により募集</p> <p>講 師 毎年具体的なテーマを設定し、妥当な講師を選定</p> <p>平成25年度「気管支ぜん息の常識と非常識～上手なかかり方～」10月25日 防災センター研修室 54名参加 平成26年度「『私ってぜん息？』診断と治療～気管支ぜん息との上手なつきあい方～」10月24日 北庁舎101会議室 45名参加 平成27年度「COPDとぜん息の治療と自己管理」11月13日 北庁舎101会議室 23名参加</p>						
経過	ぜん息教室及び療養講座については、対象者が参加しやすい方法・実施時期を考慮し、夜間・休日等の実施を検討・一部実施してきた。児童対象の講座は、平成14年度まで実施していたが、参加者が減少しているため、平成15年度は中止とし、平成16年度以降は実施していない。成人対象の講座においては、比較的若年層の該当者が多く就労後の参加を促すため、夜間の実施としたが、参加者数が増加しなかったことから、現在は、平日の午後に開催している。						
必要性	環境省の補助事業であり、患者及びその家族を対象に、気管支ぜん息等の病気に対する正しい理解と家庭療法についての講演を行い、疾病とその治療法に関する知識の普及を図ることは行政の役割である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
予算額		94	92	118	118	111	115	103
①決算額（28年度は見込み）		49	55	66	74	79	84	103
②人件費等		2,320	983	826	832	920	922	
③減価償却費				323	338	488	512	
【事務分担当量】（%）		30	15	10	10	15	15	
合計（①+②+③）		2,369	1,038	1,215	1,244	1,487	1,518	103
特定財源の推移	国	保健福祉事業費納付金						
	都	38	34	33	99	41	96	86
	その他							
	一般財源	2,331	1,004	1,182	1,145	1,446	1,422	17
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ参加人数	31	36	44	54	45	23	50
	対象者数	697	671	643	635	616	600	582
	参加率（%）	4.4	5.4	6.8	8.5	7.3	3.8	8.6

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	26	報償費	講師謝礼	39
需用費	消耗品費	13	需用費	消耗品費	11	需用費	消耗品費	14
役務費	郵便料	40	役務費	郵便料	47	役務費	郵便料	50

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 参加率（％）	8.5	7.3	3.8	8.6	8.6	参加者/対象者
	②						
	③						

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者の高齢化に対応した事業を構築する必要がある。</li> <li>公害認定患者以外にも、気管支ぜん息等を患っている患者や、家族対象に興味の持てる講座を計画する。</li> <li>例年平日の午後が主な開催時間となっているが、平日の午前中や休日の開催についても検討する必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 16 区 未実施 6 区 不明 0 区） * 旧指定地域未実施区 中央区 港区 練馬・世田谷・中野・杉並は旧指定地域ではないため、実施無し。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	周知方法を含め、今後の事業の在り方について検討する。	近年、注目のCOPDをテーマとした。アンケート結果によれば内容等の満足度は高かったが、天候不順であったため、参加者数が減少した。	今後の事業の在り方を、講演内容や周知方法、継続していくか否かなどを含めて検討していく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務である。未実施の自治体もあるので、今後の事業展開等含めて検討する。

況（要旨）	議（質問状）
-------	--------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-19	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	家庭療養指導	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山 内線 424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-02-04	家庭療養指導					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	●昭和 ○平成	52年度	根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無	年度	法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I	生涯健康都市				
	政策	01	生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現				
	施策	03	地域医療の充実				
目的	保健師が公害認定患者を訪問して、家庭療養上の助言を行うとともに、関連諸政策の調整を図る。						
対象者等	公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						
内容	主な訪問対象者	①病状が悪化傾向にある者 ②在宅酸素療法患者等、病状把握の必要な者 ③病気に対し、家庭の理解が浅い者 ④日常生活の管理が充分でない者					
	実施方法	・選定した患者宅に事前連絡し、保健師が訪問し話を聞き状況に合わせ助言する。 ・梅の木会（患者会）を公害健康被害の補償等に関する法律第46条1項に基づき、平成5年度のぜん息教室の呼吸法を復習するグループとしてぜん息患者を中心に生活の質が向上することを目的として結成された。 平成27年度の会員9名。毎月1回（8月・2月は休み）集まることを目標に、呼吸筋のストレッチ体操や散策、栄養教室等を行なっている。					
経過	年間訪問件数	平成16年度	80件	平成17年度	119件	平成18年度	48件
		平成19年度	107件	平成20年度	82件	平成21年度	91件
		平成22年度	92件	平成23年度	82件	平成24年度	80件
		平成25年度	80件	平成26年度	67件	平成27年度	73件
必要性	認定患者の高齢化（65歳以上31.7%）で、相談のため保健所まで来所する事が困難なケースが増えている。生活の場で状況に応じた時間で面接指導する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 ○常勤 ●非常勤 ○臨時職員） 公害認定患者のうち、所内面接や主治医の意見書等を参考とし、必要性の高い患者を優先して訪問する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		7	6	6	6	7	7
①決算額（28年度は見込み）		3	5	3	5	6	5	7
②人件費等		977	818	813	868	887	913	
③減価償却費				968	1,014	975	1,024	
【事務分担当】（%）		35	30	30	30	30	30	
合計（①+②+③）		980	823	1,784	1,887	1,868	1,942	7
特定財源	国 保健福祉事業費納付金	296	249	260	269	149	149	149
	都							
	その他							
	一般財源	684	574	1,524	1,618	1,719	1,793	-142
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	延べ訪問件数	92	82	80	80	67	73	80
	被認定患者数	697	671	643	626	626	600	582

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品	6	需用費	消耗品費	5	需用費	消耗品費	6
						役務費	郵便料	1

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	訪問件数	80	67	73	80	80	対象は65歳以上の認定患者で、かつ療養指導の必要性の高い者
②							
③							

（問題点・課題分析）	・被認定者の高齢化に伴い、介護保険制度等の他制度利用の調整や検査機関との調整等、指導内容が複雑化するとともに、訪問時間がかかるケースが増大している。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 練馬・杉並・世田谷・中野区については、旧第1種指定地域（公害健康被害補償法【旧法】に基づく、＜地域指定＞に該当しないため、本件に係る事務の執行を要しない。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	施設入所者の増加が見込まれることから、関係部署との調整・連携をさらに図っていく。	患者の高齢化に伴い、認知症等、ぜん息の話にとどまらないケースがある。今後、さらなる関係部署との連携が必要となる。	ぜん息だけではなく、様々なサポートが必要となっている患者が増加していることを関係部署に周知し、協力要請をしていく。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況（要旨）	議会質問状
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-20	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	大気汚染障害者認定審査会事務費	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山	担当者名	丸山
							424
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）	01-03-01	大気汚染障害者認定審査会事務費					
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）			○建設事業		○それ以外の継続事業	
開始年度	●昭和 ○平成 62年度		根拠	大気汚染に係る健康被害者に対する医療費に関する条例（東京都）			
終期設定	○有 ●無		法令等				
実施基準	○法令基準内 ●都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。						
対象者等	都の区域内に引き続き1年（3歳未満は6ヶ月）以上住所を有する18歳未満の者で、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発性と診断された者。平成27年3月末までに認定を受けた生年月日が平成9年4月1日以前の者。						
内容	<p>条例に基づき、対象疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫およびこれらの続発症）患者の認定及び更新を決定するための審査会を毎月1回（年12回）開催する。</p> <p>審査会委員構成 5名（医学5名〔内1名保健所長〕）</p> <p>《更新期間》 2年</p> <p>（平成28年3月末現在患者数）※都認定患者数（18歳以上）：86,934名</p> <p>認定患者数： 1,507名（18歳未満 57名、18歳以上 1,450名）</p> <p>18歳以上認定者の内：65歳以上：236名（16%）、75歳以上：161名（11%）</p> <p>* 助成金は、特別区事務処理特例交付金として、財政課より東京都に申請。（申請受理1件あたり1,770円）</p> <p>* 制度改正に伴い平成26年度のみ都交付金あり</p>						
経過	<p>（昭和47年10月 医療費助成制度施行〈東京都〉）</p> <p>昭和63年3月 公害健康被害補償法による第1種地域指定が解除され、荒川区においても公害健康被害補償制度の新規認定が法的になくなったのに伴い、大気汚染に係る健康被害者の認定を行うこととなった。</p> <p>平成15年1月 都条例施行規則改正の施行主な改正点 申請等に係る各様式及び添付書類等の変更 新規申請時の診断書及びレントゲン添付から主治医診断報告書の提出への簡素化及び従前使用の様式についての表記内容の変更等</p> <p>* 平成19年8月 東京大気汚染公害訴訟の和解を受け、平成20年8月1日から年齢制限を撤廃した。但し、18歳以上は気管支ぜん息のみで、20歳以上の場合、禁煙していることが条件。18歳未満は変更なし。期限は、2年後の初めの誕生日の月末日までで更新可。</p> <p>* 平成27年3月末の条例改正により、18歳以上の者の新規認定が終了となった。ただし、既認定者の生年月日が平成9年4月1日以前の者は更新が可能。</p>						
必要性	大気汚染の影響を受けると推定される疾病にかかった者に対し、その医療費を助成し、健康被害の救済を図る。東京都における特別区委任事務。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
予算額	1,460	1,478	1,573	1,517	2,037	1,275	1,257	
①決算額（28年度は見込み）	1,430	1,356	1,365	1,465	1,693	1,215	1,257	
②人件費等	6,505	10,586	7,706	6,961	7,487	5,924		
③減価償却費	2,760	3,888	3,227	3,380	3,251	2,730		
【事務分担当量】（%）	95	125	100	100	100	80		
合計（①+②+③）	10,695	15,830	12,298	11,806	12,431	9,869	1,257	
特定財源								
国								
都	大気汚染健康障害者医療費助成制度改正に伴う市町村臨時交付金							
その他					1,169			
一般財源	10,695	15,830	12,298	11,806	11,262	9,869	1,257	
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	認定患者（18歳未満）	264	206	156	125	92	57	37
	認定患者（18歳以上）	956	1,058	1,175	1,248	1,465	1,450	1,435



予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	審査委員報酬	958	報酬	審査委員報酬	919	報酬	審査委員報酬	978
需用費	事務用品・帳票	81	需用費	事務用品・帳票	145	需用費	事務用品・帳票	103
役務費	郵送料	168	役務費	郵便料	152	役務費	郵便料	176
委託料	システム改修委託費	486						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
①	審査件数	58.1	69.3	52.5	55.1	55.1	審査件数(年間総件数÷12) 目標値は、実績に基づく推計値
②							
③							

問題点・課題 (指標分析)	平成19年度より、子ども医療費助成制度（小学生から中学生すべて）の新設により、15歳以下の新規申請及び更新申請者数が減少した。また、平成27年度より18歳以上の新規申請を終了したため、認定患者数がほぼ頭打ちとなり、減少傾向となった。さらに、平成30年度よりそれまで全額負担であった自己負担額が6000円/月となるため、認定患者数が大幅に減少するおそれがある。						
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）					

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	18歳以上の新規認定の終了に伴い事務処理を適正に行う。	制度改正の周知を徹底するとともに、適正な事務処理ができた。	引き続き、適正な事務処理に努める。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	都条例に基づく事務

況 議 会 要 旨 問 状	平成21年1定	現在の申請者数及び当初の総定数について
	平成21年1定	申請時必要な住民票の無料化及び住民票の確認について
	平成21年1定	医療機関における申請書の配付について
	平成21年1定	診断書にかかる費用について



# 事務事業分析シート（平成28年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-01-21	戦略プラン	○協働	○業務	○財務	○人事
事務事業名	インフルエンザ予防接種費用助成事業	部課名	健康部生活衛生課	課長名	東山		
		担当者名	丸山	内線	424		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（28年度）		01-02-05	インフルエンザ予防接種費用助成事業				
事務事業の種類	○新規事業（○28年度 ○27年度）		○建設事業		○それ以外の継続事業		
開始年度	○昭和 ●平成 19年度		根拠	公害健康被害の補償等に関する法律			
終期設定	○有 ●無 年度		法令等				
実施基準	●法令基準内 ○都基準内 ○区独自基準		計画区分	○計画		●非計画	
行政評価事業体系	分野	I 生涯健康都市					
	政策	01 生涯健康で生き生きと生活できるまちの実現					
	施策	03 地域医療の充実					
目的	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザ予防接種の促進を図ることで、被認定者の健康の保持に寄与する。						
対象者等	荒川区公害認定患者（区外在住者も対象） 平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とした（平成24年度までは65歳以上の認定患者が対象）。						
内容	対象者：①荒川区の公害認定患者であること。 ②生活保護法等に基づく他の制度による当該予防接種費用の自己負担に係る全額助成を受けていないもの。 ③インフルエンザ予防接種協力医療機関で接種できる方。 助成金額：定期予防接種に係る自己負担額を助成。 助成回数：1回 平成27年度実施期間：平成27年10月1日～平成28年1月31日 平成27年度申請締切：平成28年2月15日 請求方法：公害健康被害被認定者に係るインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書、予防接種済証の写し（又は領収書）を提出。						
経過	平成25年度より、年齢制限を撤廃し、全公害認定患者を対象とする。 申請者数：22年3月末 104件（内区外4名含む）（46.4%） 65歳以上の患者224名 23年3月末 95件（43.4%） 65歳以上患者219名 24年3月末 99件（48.1%） 65歳以上の対象者206名 25年3月末 98件（50.3%） 65歳以上の対象者195名 26年3月末 65歳以上 97件（50.0%） 対象者 195名 64歳以下 104件（23.9%） 対象者 436名 27年3月末 65歳以上 92件（49.7%） 対象者 185名 64歳以下 108件（25.3%） 対象者 427名 28年3月末 65歳以上 100件（53.2%） 対象者 188名 64歳以下 102件（24.5%） 対象者 416名						
必要性	呼吸器疾患を悪化させる恐れのあるインフルエンザを予防することは、公害患者にとって重要である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	予算額		333	274	269	806	802	718
①決算額（28年度は見込み）		228	234	230	598	603	696	790
②人件費等		1,744	1,694	1,652	2,097	1,931	1,924	
③減価償却費				645	1,183	813	853	
【事務分担量】（%）		20	20	20	35	25	25	
合計（①+②+③）		1,972	1,928	2,527	3,878	3,347	3,473	790
特定財源	国	保健福祉事業費納付金						
	都	179	168	171	604	452	538	592
	その他							
	一般財源	1,793	1,760	2,356	3,274	2,895	2,935	198
実績の推移	事項名	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	助成件数	95	99	98	203	200	202	233
	65歳以上被認定患者数	219	206	195	199	185	188	176
	64歳以下被認定患者数				436	427	416	406
	接種率（65歳以上）（%）	43.4	48.1	59.8	32	49.7	53.2	50

予算・決算の内訳								
平成26年度（決算）			平成27年度（決算）			平成28年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品費	3	需用費	消耗品費	2	需用費	消耗品費	4
役務費	郵便料	58	役務費	郵便料	57	役務費	郵便料	61
扶助費	助成費	541	扶助費	助成費	637	扶助費	助成費用	725

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		25年度	26年度	27年度	28年度見込み	目標値(28年度)	
標	① 助成件数	203	200	202	233	233	全対象患者の40%
	② 接種率（65歳以上）（%）	49.7	49.7	53.2	50.0	50.0	助成申請者/対象者
	③ 接種率（64歳以下）（%）	23.8	25.3	24.5	30.0	30.0	助成対象者/対象者

（問題点・課題分析）	国と都の制度が異なるため、同疾病（気管支ぜん息等）でも大気汚染医療費助成患者にはインフルエンザ予防接種費用の自己負担金の助成制度がない。
	（実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 旧指定地域（練馬・杉並・世田谷・中野を除く）で実施済。

問題点・課題の改善策			
	平成27年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度に実施した改善内容および評価	平成28年度以降に取り組む具体的な改善内容
①	支払いに遅滞が出ないように、円滑に助成事務を行う。	ワクチンの単価改定が行われたが、滞りなく助成事務を遂行することができた。	引き続き助成業務を円滑に行う。また、医療機関にて医療手帳を提示の上、予防接種を受ける旨を周知する。
②			
③			

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
28年度	29年度	
継続	継続	国の法定事務

況議（要旨）	会質問状
--------	------